

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に該当する区道、公園等を含む区市町村へ伝達できる仕組みを平成30年度出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・東京都からの防災情報を含めて、重要情報を区長へ伝達する手段は、区として確保しているものの、気象情報を直接聞くことのできる気象庁ホットラインのような窓口が現状ない。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区に伝わるまでに時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区に伝わるまでに時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区長に伝わるまでに時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区長等に伝達されるまでに時間を要する。			・首長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統等に異なる区市のみ対象 【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・今後も引き続き大雨対応等で、区長への確実な情報提供を行う。 ・防災情報を区長に直接伝達する仕組みづくり(ホットメール)について東京都と連携していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・引き続き東京都からの防災情報を、防災担当部署でメールで受信し、区長に速やかに報告して、区長が速やかに避難勧告発令の判断ができるよう、庁内の体制を整えていく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を首長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)		
	H30年度	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※防災担当部署より区長へ伝達を行う。	・都や気象庁等から提供された防災情報については、メール等で伝達を実施した。 ・都からの避難勧告等に関する情報伝達のホットライン構築については、引き続き検討していく。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・避難勧告発令部署に避難勧告等の発令判断の支援情報が伝達された際、速やかに区長へ伝達し、発令判断をする体制を構築した。	・東京都のホットメールの仕組みに区長、土木部、危機管理対策部のメールアドレスを登録済み。区長に対し直接防災情報を提供するシステムとして活用している。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)		
	R1年度	・区の事情により、東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※防災担当部署より区長へ伝達を行う。	東京都から配信されるホットメールの情報については、危機管理室長が受信し、区長へ適宜報告を行っている。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築済みである。	・東京都からの防災情報を、防災担当部署でメールで受信し、区長に速やかに報告して、区長が速やかに避難勧告発令の判断ができるよう、庁内の体制を整えた。	・東京都のホットメールの仕組みに区長、土木部、危機管理対策部のメールアドレスを登録済み。区長に対し直接防災情報を提供するシステムとして活用している。			・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築済みであるが、本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)		
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	現状と課題	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。			・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムとおし、水位計や雨量計の情報を区市町村に提供している。(建設局) ・区市町村防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)		
	H30年度	・関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を引き続き検討していく。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を検討している。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都のホットメールの仕組みに区担当部署である、土木部、危機管理対策部のメールアドレスを登録済み。			・対象区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)		
	R1年度	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都のホットメールの仕組みに区担当部署である、土木部、危機管理対策部のメールアドレスを登録済み。			・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸については、指定後に、対象区と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(港湾局、建設局)		

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の明確化(水害対応タイムライン)	現状と課題	・目黒川氾濫および津波発生時の河口部(目黒川・立金川)について避難基準等を策定している。 ・目黒川に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めている。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・集中豪雨・雷・竜巻に伴う事前対策や避難行動のタイムラインを作成し、地域防災計画に定めている。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・洪水時における避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、都市部の集中豪雨に対応できるよう発令基準や対象区域を見直す必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・平成28年9月に河川氾濫(多摩川、野川・仙川)、土砂災害に関する避難勧告等の判断基準を策定している。発令対象区域は、東京都の野川・仙川浸水予想区域にかかる町丁目としている。 ・野川・仙川のタイムラインは、多摩川におけるタイムラインを準用する。 ・関係機関への周知が課題である。	・渋谷川のタイムライン作成を検討している。 ・避難勧告者目録作成に向けて検討している。 ・想定浸水が深いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・現在、避難勧告などの基準を協議している段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の基準については、大方決定している。 ・過去に氾濫した記録がなく、大規模河川のスキームに当てはめて避難勧告などの基準を作成してもよいのだが、実際にうまく当てはまるかどうか確認する必要がある。 ・避難所の候補地が決まっているだけで、特に他のスキームは決まっていない状況である。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する実地調査は、国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機能連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫危険情報(位置づけ)について、情報提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)
	今後の具体的な取組内容	・多機能連携型、避難勧告者目録どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。	・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・現在、洪水時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を見直ししており、その中で検討して行く。	・必要に応じて、避難勧告等の判断基準について見直しを行う。	・避難勧告などの基準は協議をすすめて、渋谷区の基準を作成する。 ・避難所のスキーム作成を、所管を交えて協議をする。 ・タイムライン作成を検討している。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の活用促進を図る。		・避難勧告者目録タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)
	H30年度	・洪水予報河川と水位周知タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	・目黒川について、タイムラインを作成する必要性について引き続き検討していく。 ・目黒川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・平成30年7月豪雨を受け、大田区ではタイムラインの見直し及び新たにタイムラインを1種作成し、計3種のタイムラインを地域防災計画に掲載した。 ・より詳細な避難対象地域・区域については、関係所屬と確認の上、出水期までに定める。	・目黒川について、タイムラインを作成する必要性を感じているが、現在のところ検討していない。 ・地域防災計画に策定している発令基準等について見直しした。 ・目黒川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・区内消防等と水防に関する連絡会を開催し、避難勧告等の判断基準等について確認した。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)
R1年度		・目黒川について、タイムラインを作成する必要性について検討している。 ・目黒川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	今後、他機関との連携を含めたタイムラインの作成について、研究を進めていく	・目黒川について、タイムラインを作成する必要性を感じているが、現在のところ検討していない。 ・目黒川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・多摩川における避難勧告者目録のタイムラインを、都管理河川についても準用し、台風19号の検証を踏まえた運用について検討している。 ・水位周知河川にあらたに指定された東京都管理河川について、避難勧告等の発令基準を検討するとともに、水位上昇が速いため、避難を促す情報を区民に伝える方法を、関係部署と連携して検討している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。 ・江東区洪水・高潮浸水ハザードマップ作成検討委員会に委員として参画し、ハザードマップ作成への助言を行っている。		・「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインの作成を支援していく」(総務局) ・「国が主催するタイムライン作成に関する講習会や各区区市町村の取組状況に関する情報共有を図り、区市町村の取組を支援した」。(建設局、総務局、港湾局)	
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	現状と課題	・ホームページで気象情報、河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、SNS、避難情報緊急通知コール、ケーブルテレビ・字幕放送、登録制メール等に住民に伝達している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・HP情報を閲覧できない住民に対して、情報が確実に伝わっていない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・HP情報を閲覧できない住民に対して、情報が確実に伝わっていない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・避難情報については、防災行政無線等からの放送、登録制の災害・防災情報メール配信サービス、区ホームページ、ツイッター、緊急避難メール、Eメール世田谷(ラジオ)による放送、広報車による周知など、多数の情報伝達手段を利用して、住民に伝達している。 ・情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでかなりの人数が必要である。 ・防災行政無線、広報車等では、大雨等の場合に、聞き取りが困難である。 ・SNSを利用しない住民等への情報伝達方法が課題である。	・避難情報はHPやTwitterや公用車や防災メールを使用して住民に伝達している。 ・大雨警報などは、自動的に防災メールで発信している。 ・水防活動時、河川や各地の浸水状況はすぐ変動してしまうので、きめ細やかな情報共有が必要である。 ・避難勧告などを発令する場合、情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでかなりの人数が必要である。 ・そもそも所在地が異なるため、迅速な対応が難しい。 ・通常の水防本部体制から災害本部体制への移行(土未清掃部=防災課)の基準が無い。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。		・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防安全総合情報システム」で公開している。(建設局) ・本日外国人向けの情報や外出時の情報収集に課題がある。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進める必要がある。(港湾局、建設局)
	今後の具体的な取組内容	・各種媒体を活用し、登録制メールや避難情報緊急通知コール等の登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ※水害危険性の周知平常時における洪水予報の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて水害危険性を知らせ、またこれらの情報を区市町村に提供することにも、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」とすることとされている。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・気象情報等の情報収集の方法について、ホームページ等で普及啓発を行っている。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・引き続きIoTを活用したシステムについて調査・研究していく。	・機器操作の訓練を随時実施する。 ・引き続き最善の情報伝達手段を検討する。 ・各種媒体を活用した情報伝達について、引き続き普及啓発を図っていく。	・防災と土未の連携を深めていく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。		・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防安全総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めるとともに、区防災担当者に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援を行うてい必要がある。(港湾局、建設局)
	H30年度	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・より多くの住民に情報が伝わるよう、緊急速報メールの運用方法を見直しした。 ・リアルタイム情報については、5月に実施した水防講習会において、確認方法について参加者へ説明を実施した。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。	・避難情報発令に向けた、情報伝達機器の操作訓練を実施した。	・防災と土未の連携については、より深めることができ、渋谷区で初めて、自主避難施設の開設をすることができた。	・都内の各区区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施		・「東京都水防安全総合情報システム」のホームページについて、スマートフォン向けページや多言語化(4カ国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防安全情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)
R1年度	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・台風19号の際には、緊急速報メール、防災行政無線、登録制メール等の区が対応可能な情報発信手段を全て用いて対応した。 ・5月から8月にかけてマイ・タイムライン講習会を区内全域に渡って実施し、区民へ情報収集の必要性、各自の避難判断を促した。	・ホームページと防災気象情報メールにより、河川水位や河川監視用カメラのリアルタイム情報などを適時適切に公開している。	・引き続き、情報が住民に確実に伝わるように、台風19号の検証を踏まえ、検討している。	・昨年度の土未部と危機管理対策部の連携を踏まえて、台風19号の対応もスムーズに行うことができた。	・都内の各区区市町村長、防災担当者との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。		・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めた。(港湾局、建設局)	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	現状と課題	・災害種別ごとに様々な情報が発表され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・各機関が発信する「警戒レベル相当情報」と区が発令する「警戒レベル」の相違が区民の混乱を招いているため、普及活動を引き続き行う。	・災害種別ごとに様々な情報が発信されているものの、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、住民の避難行動等に活用できない一因となっている。 ・住民の避難行動等を支援するため、防災情報と警戒レベルの関係を明確にし、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・避難勧告等の避難情報発令時に、警戒レベルを付して発令する仕組みを構築した。 ・避難情報発令の判断情報となる警戒レベル相当情報との関係を区民にわかりづらいた。	・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・防災気象情報について、各警戒レベルと位置づけを明確化し提供する必要があります。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。		・「区市町村」 ・「全区区市町村が対象」 【気象台】 【東京都】 ・建設局、港湾局
	今後の具体的な取組内容	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・警戒レベルの発令基準について、相当情報が発表された場合に併せて警戒レベルを発令するのかを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報や河川の水位上昇傾向などを元に、警戒レベルが分かる形で、避難勧告等の防災情報の発表を検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・洪水ハザードマップなどに掲載し配布し、正しい理解に繋がるよう周知を図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。		・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文により運用を開始した。(建設局) ・高潮氾濫危険情報を発表する際には、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(港湾局、建設局)	
	R1年度						・土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルを記載して発表するよう改善を行った。 ・気象庁ホームページの防災気象情報の凡例や解説に、警戒レベルに係る記述を追加した。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行ったほか、区市町村に電話にて警戒レベルの説明を掲載する等の周知活動に適宜協力した。		・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文により運用を開始した。(建設局) ・高潮氾濫危険情報については、警戒レベルが分かる発表文の検討を進めている。(港湾局、建設局)
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	現状と課題	・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	・各種ダムの放流情報について、参考情報として取り扱っている。 ・水防対応の際は、関係する内部所屬へ情報提供を行っている。	・小河内ダム、白丸ダムから放流通知等を受け、避難勧告等の発令や水防活動の参考としている。					・「区市町村」 ・小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づき関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局
	今後の具体的な取組内容	・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	・放流情報について、避難対策に活用するための手段を検討する。	引き続き参考情報として取り扱っていく。					・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性に関する情報共有を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)
	R1年度								引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性に関する情報共有を行う。(水道局、建設局)

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>④隣接区市町村等への避難体制の共有</p> <p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等に基づき避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>現状と課題</p> <p>・ハザードマップ等で区内の浸水時避難所一覧を公表している。 ・垂直避難を基本とし、浸水予想区域図や浸水ハザードマップにより、浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにしている。 ・隣接市区町村の避難場所を共有する体制は構築されていない。</p>	<p>・現在浸水深の低い地区は原則垂直避難を考慮しており、それ以外の地区については区の中核部の限られた狭いエリアに位置しているため、隣接区への避難等は計画していない。</p>	<p>・氾濫しても予想されている浸水深が深く垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。</p>	<p>・区内の避難場所については、ハザードマップなどに記載し、経路を自主的に検討するよう促している。 ・隣接区市町村への避難体制については、区内の浸水想定区域外への避難を計画しているため、検討していない。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・ハザードマップ上の避難場所はあくまでも、地震時のものであり、渋谷区の水利における避難所が載っているわけではない。 ・避難経路の記載はない。 ・現在浸水深の低い地区は原則垂直避難を考慮しており、隣接区への避難等は計画していない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。</p>				<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>	
	<p>今後の具体的な取組</p> <p>・ハザードマップ等を記載した「防災地図」を平成30年度に作成し全戸配布する予定である。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について(必要性を)検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・隣接区と連携し、境界付近に住んでいる住民へ情報提供できるよう検討していく。</p>	<p>・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・ハザードマップをより良いものにする。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し、連絡体制を構築していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。</p>				<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、自治体で作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</p>	
	<p>H30年度</p> <p>・想定最大規模降雨に係わる目黒川・立金川流域浸水予想区域図をもとに、避難場所等を掲載したハザードマップを作成した。</p>	<p>・大田区防災地図(風水害編)を修正し、避難場所を掲載した。 ・避難場所に関する運用の方針を関係所属と調整中である。</p>	<p>・想定最大規模降雨に係わる目黒川流域浸水予想区域図をもとに、避難場所、避難経路を掲載したハザードマップを作成した。</p>	<p>・都管理河川(想定最大規模降雨の浸水予想区域の公表を踏まえ、引き続き検討していく。</p>	<p>・想定最大規模降雨を対象としたハザードマップ更新の準備を行った。(令和元年5月更新予定)</p>				<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局、港湾局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</p>	
	<p>R1年度</p> <p>・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。</p>	<p>・台風19号対応の際は、昨年度検討を行った避難場所を開設した。 ・風水害時の避難場所運用については、引き続き検討を行う。</p>	<p>・氾濫しても予想されている浸水深が深く垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していないが、隣接区と連携し、境界付近に住んでいる住民へ情報提供できるよう検討していく。</p>	<p>・台風第19号の検討を踏まえ、水害時の避難所の開設、避難体制について検討していく。</p>	<p>・昨年度の更新したハザードマップの周知を、地下店舗・住居及び各町会に行った。</p>				<p>・内閣府と共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を開催し、広域避難に係る役割分担と連携のあり方をとりまとめた。(総務局) ・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「雑司川流域」「黒目川、若台川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「蓮川園城、大葉川及び三沢川流域」「江東内都河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>○要配慮者利用施設等における避難訓練等の実施状況の確認</p>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域にある区有の要配慮者利用施設について、調査を実施した。今後は民間の施設についても確認していく必要がある。 ・区内に該当する大規模地下街は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・要配慮者利用施設についての具体的な事例等が示されていないため、施設選定に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。 ・要配慮者利用施設の実施状況に時間を要しており、地域防災計画に定めるべき施設であるかどうかの確認ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川浸水想定区域内の要配慮者利用施設は定めており、要配慮者利用施設を管理する所管と協力し、避難確保計画の作成を指示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在渋谷川周辺の要配慮者利用施設の所管に、頭出しをした段階である。 ・所管で施設をピックアップした結果、新規で浸水想定区域内に要配慮者利用施設が無いことが判明したため、改定予定無し。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していき、神田川流域については、対象箇所を想定最大規模降雨に家裏した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局、下水道局、港湾局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都家内対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定(都市整備局) 	<ul style="list-style-type: none"> 【区市町村】全区区市町村が対象 【東京都】建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)
	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都への支援要請に基づく技術的助言を踏まえて、対象施設の選定について検討を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都管理河川の想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図が公表され次第、浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画への記載を検討し、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管を通し、平成30年の5月を目途に、避難計画作成と避難訓練の実施を実現させる。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。 			<ul style="list-style-type: none"> ・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・区市町村に対して、技術的助言を行っていく。(建設局、下水道局、港湾局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際(避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局) ・各施設管理者等の意見を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る(都市整備局) 	
	<p>○要配慮者利用施設等における避難訓練等の実施状況の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に各関係機関が公表した想定最大規模の浸水予想区域図に基づき、要配慮者施設の選定について、関係所屬へ説明を実施。 ・次年度以降、指定を進めていく予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画作成対象である要配慮者利用施設からの要望に基づき、避難場所や避難ルート検討等を共同で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷川の浸水予想区域内の、要配慮者利用施設全ての避難計画の作成を確認済み。 			<ul style="list-style-type: none"> ・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、図に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・都所管・管理の施設の情報各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁) ・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局) ・所管法令に基づく指導監査等の際(避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・各地区において、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画の時点更新を実施(都市整備局) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の指定に向けて、各部と調整を図っている。 ・令和元年度に指定施設の見直しを検討し、次年度以降、避難確保計画の作成を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認し、助言・指導を行った。 ・避難確保計画作成や避難訓練を実施していない施設の把握に努め、実施率100%に向け推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、避難確保計画作成対象である要配慮者利用施設に対し、計画の作成や訓練の実施を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水が予想される区域の要配慮者施設、地下街等を把握した。 			<ul style="list-style-type: none"> ・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川流域、大栗川及び三沢川流域」「江東内都河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局) ・所管法令に基づく指導監査等の際(避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・対象となる都立学校計6校において、水害を想定した避難訓練を実施するよう指導した。(教育庁) ・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、地元区とともに各地区部会や幹事会を開催し、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を実施(都市整備局) ・渋谷、上野・御徒町、浅草の3地区で先行して、地下街等の出入口について、施設管理者とともに雨水の流入箇所を把握し避難経路を精査。(都市整備局) ・都民や施設管理者・テナントの意識を啓発するPR動画を作成(都市整備局) 		

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都市部圏河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩想定最大規模降雨に係る浸水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有		現状と課題							・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
		今後の具体的な取組	H30年度 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の作成状況(公表予定)を共有する。 ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図を公表し、共有する。						・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)	
⑪水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・ハザードマップは、ホームページ、窓口配付(平成27年度には全戸配布実施している)。 ・ハザードマップには、被害想定、浸水実績、天気・避難に関する情報等を記載している。	・東京都が公表している城南地区河川流域浸水予想区域図を基に、水害ハザードマップを作成し、区のホームページ及び防災行動マニュアルに掲載し、公表している。 ・水害ハザードマップには、浸水する範囲やその程度、避難所、土砂災害危険箇所を掲載している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公開や、区施設で幅広く窓口配布を行っている。 ・ハザードマップには、浸水予想区域に加え、河川の洪水予報に関する情報や避難に関する情報を記載している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新を行う。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・周知は窓口配付とHP公開で行っている。 ・避難所と防災関係機関連絡先を載せている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、渋谷区、目黒区における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新を行う。			・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
		今後の具体的な取組	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。 ・作成したハザードマップを記載した「防災地図」を平成30年度に作成し全戸配布する予定である。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局、港湾局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
⑫「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。		現状と課題	・「海抜表示板を電柱や街頭消火器、町会の掲示板等に設置している」 ・「地区市町村の取組事例を参考に、住民に対してわかりやすい表示について研究している」	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・「地区市町村の取組事例を参考に、住民に対してわかりやすい表示について研究している」	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・「地区市町村の取組事例を参考に、住民に対してわかりやすい表示について研究している」	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」の作成には取り組んでいない。			・国からの情報を区市町村へ提供し、支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・「地区市町村の取組事例を参考に検討していく」 ・「公共施設や電柱等に看板を設置するように検討していく」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討していく」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討していく」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討していく」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討していく」			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)
⑬「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。		H30年度	・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」 ・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、街路灯にQRコード付の広域避難場所・区民避難所を記載した標示板を設置した。	・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」 ・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」	・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」 ・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」	・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」 ・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について引き続き検討していく」			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区の取組を支援していく。(建設局)	
		R1年度	・「地区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討している」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討している」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討している」	・「地区市町村の取組事例を参考に検討している」			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区の取組を支援していく。(建設局)

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管電川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
① 浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題	・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページ及び窓口で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水実績は、電話による問い合わせに回答する方法で対応している。 ・浸水実績を住民へ周知する方法について、検討していく必要がある。	・ホームページ及び窓口で浸水実績を公表している。	・窓口受付で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。		・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・地区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・地区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・地区市町村の取組を参考に、住民へ周知する方法を検討していく。	・地区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・地区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。		・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		H30年度	・浸水実績をホームページに公表している。 ・ハザードマップに浸水実績を掲載するなど、住民への周知を図っている。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表している。	・浸水実績については、電話等にて住民等の問合せに回答している。	・ホームページ及び窓口で浸水実績を公表している。 ・引き続き、浸水実績を住民へ周知する方法について、検討していく必要がある。	・現在は窓口のみの対応であるが、ホームページでの公開を検討している。		・引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R1年度	・浸水実績をホームページに公表している。 ・ハザードマップに浸水実績を掲載するなど、住民への周知を図っている。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表している。	・浸水実績については、電話等にて住民等の問合せに回答している。	・引き続き、ホームページおよび窓口で「過去の被害被害記録」として浸水実績を公表している。	・引き続き、浸水実績のホームページ公開を検討している。		・ホームページで浸水実績については公表しており、引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。		現状と課題	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・マイタイムライン講習会を実施し、区民へ水害時の避難対策等の普及啓発を行っている。	・風水害時の自助の取組を促すために、東京都が作成した「東京マイ・タイムライン」の冊子を配布している。	・東京都共同で、東京マイ・タイムラインの講習会を区民向けに開催した。	・年一回の水防訓練の実施において、警察・消防と町会で参加型の水防訓練を実施し、水害に対する啓発を行っている。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共同の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・多くの区民へ普及啓発ができるよう、周知方法について検討していく。	・住民一人ひとりが安全に避難することができるように、避難計画の作成等自助の支援への取組を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。		・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。(総務局)	
		R1年度							・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京都防災アプリに、水害リスクを確認できる「水害リスクマップ」機能を追加した。(総務局) ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
② 自助・共助の強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者の個別避難計画策定の検討及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・要配慮者利用施設の避難確保計画作成を作成指示後、個別の計画作成の促進について、検討予定。 ・現時点では、マイ・タイムライン作成支援を周知の代替手段としている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新を行っている。 ・避難行動要支援者の個別計画策定について、検討を進めている。	・避難行動要支援者名簿を作成し、円滑な活用に向けて町会等と協定を結んでいる。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。		・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局
		今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・福祉事業所や地域包括支援センター等へハザードマップを配布し、水害リスクの周知を図っている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の作成・更新や避難行動要支援者の災害時個別支援プランの策定について、取組を進めていく。	・引き続き、避難行動要支援者名簿の円滑な活用に向けた取り組みを検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。		・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
		R1年度							・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。		現状と課題	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・マイ・タイムライン講習会や地域講話によって、水害リスクの周知を行っている。	・地域防災力向上のための、水害に関する自助・共助の取組を促進する方法を検討する必要がある。	・各地域で開催している地域住民の方と実施している防災塾や東京マイ・タイムラインの講習会を実施している。 ・地域の防災リーダーの育成を目的として、防災士の資格取得を支援している。	・年一回の水防訓練の実施において、警察・消防と町会で参加型の水防訓練を実施し、水害に対する啓発を行っている。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共同の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・今後、水害時の避難訓練の実施等を検討する予定。 ・引き続き、地域向けの講習会等を実施していく。	・住民に対し水害リスクに関する啓発・周知を促進するため、防災士や防災区民組織など地域防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・上記の取り組みを引き続き実施していく。	・年一回の水防訓練の実施において、警察・消防と町会で参加型の水防訓練を実施し、水害に対する啓発を行っている。		・地域防災力の向上のための人材育成や専門家リストの作成に向けて検討を進める。(総務局、建設局)	
		R1年度							・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成し、共有している(建設局)	

○第二施設事務幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題	・区長参加のもと関係機関と連携し、水防訓練、風水害初動活動訓練等を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した合同水防訓練は実施しているが、水害を想定した避難訓練は実施出来ていない。	・関係機関と連携し水防訓練を実施している。また、水防訓練において、地域住民が広域避難場所（訓練実施場所）まで避難する訓練を行っている。 ・住民が参加しやすい訓練にしてい必要がある。	・一部地域で水害を想定した避難訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練は実施しているが、水害を想定した避難に特化した訓練は実施していない。	区市町村が行う避難訓練（防災訓練）には参加していない。		・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。（建設局） ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・他区市町村の取組を参考に、訓練方法や訓練内容について検討していく。	・引き続き、関係機関と連携しながら訓練に取り組んでいく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発生される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・実施を検討する。 ・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	・区市町村が行う避難訓練（防災訓練）が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局） ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。（総務局）	
		H30年度	・各種訓練の機会をとりえ、より多くの住民が参加しやすい避難訓練の実施を引き続き検討していく。	・次年度において、住民参加型の風水害関係の総合防災訓練を検討。	・関係機関と連携し水防訓練を実施している。また、水防訓練において、地域住民が広域避難場所（訓練実施場所）まで避難する訓練を行っている。	一部地域で水害を想定した訓練等を実施した。	・住民参加型の避難訓練の実施を検討。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局） ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。（総務局）	
		R1年度	・各種訓練の機会をとりえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	・今年度は、マイ・タイムライン講習会を総合防災訓練の位置づけとして、対応。 ・引き続き、避難訓練の対応について検討する。	・関係機関と連携し水防訓練を実施している。また、水防訓練において、地域住民が広域避難場所（訓練実施場所）まで避難する訓練を行っている。	一部地域で水害を想定した訓練等を実施した。	・住民参加型の避難訓練の実施を検討。	・令和元年9月1日東京都・多摩市合同、9月29日葛飾区、10月6日清瀬市の総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。		・多摩市と合同訓練、高しよ部の各町村と同時図上訓練を実施した。（総務局） ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局）	
④防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	現状と課題	・小学校の防災教育では、「地震」をテーマとした取り組みが多く、「水害」についても、今後取り組みを検討していく必要がある。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合学習授業の機会等に、小・中学校の児童・生徒を対象とし、水害のための備えや避難行動等をテーマとした防災講話を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 ・実践的な避難訓練の充実が求められている。 ・教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	・防災教育の実施を拡大していく必要がある。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「継続したこいの大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。（教育庁） ・引き続き、区市町村が実施している防災教育の取組を支援（生活文化局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施及び支援を拡大していくことを検討していく。	・より実践的な避難訓練に取り組む。 ・「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、目黒川付近の学校に大雨時の洪水に対する配慮を求めていく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取り組む。		・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っていく。（教育庁）	
		H30年度	・水防に関する防災教育の実施及び支援を拡大していくことを、引き続き検討していく。	・小・中学校等を要配慮者利用施設として指定するについて、関係機関と検討を実施。 ・学校から要望があった際には、生徒や教員に対して風水害のリスクについて、講話を実施。	各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 実践的な避難訓練の充実が求められている。 教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	京浜河川事務所と連携し、区立小学校をモデル校として、水害に関する防災授業を実施した。	・防災の実施の検討について、引き続き、検討していく。	・ポケット版リーフレット「スマホで分かる気象災害から命を守る！1」を作成し、都内の小中高校へ配布 ・都内全小中学校に配布された「東京マイ・タイムライン」について、策定段階の協力・助言を行った。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	
		R1年度	・水防に関する防災教育の実施及び支援を拡大していくことを、引き続き検討していく。	・小・中学校等を要配慮者利用施設として指定するについて、関係機関と検討を実施。 ・学校から要望があった際には、生徒や教員に対して風水害のリスクについて、講話を実施。	各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 実践的な避難訓練の充実が求められている。 教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	小学校からの要望に基づき、災害全般の説明会の中でハザードマップ等の水害に関する説明を行った。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・東京都の教職員専門性向上研修に参加し、小・中高・特別支援学校の教員に対して気象庁ワークショップを実施した。 ・北区神谷中学校での防災教育（体験型講座）にブースを出展した。		・都内全小中学校に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施した（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
⑤水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国文書において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計（危機管理型を含む）、河川監視用カメラの配備について検討する。 ・ダム放流警報設備等の雨水化の必要の有無について確認する。	現状と課題	・目黒川に水位計や河川監視用カメラ等を設置、また、東京都の設置した水位計のデータ提供を受け、河川監視用のシステムを運用している。	・独自に民間気象会社へ委託し、香川の6地点、区管理水門1地点に水位警報用の監視カメラを設置している。 ・設置した監視カメラの運用経費が増設等の際に大きな負担となり、財源の捻出等の必要がある。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川はない。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。（建設局） ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。（建設局） ・必要な箇所に、ダム放流警報を設置し、運用している。（水道局、交通局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局	
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・全河川に水位計、河川監視用カメラを設置済で、引き続き、運用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。（建設局） ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。（建設局） ・ダム放流警報等の雨水化の必要の有無について確認する。（水道局、交通局）		
		H30年度	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定し、新たに1台設置した。	・都管理河川において、河川カメラを6台追加で設置。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川があるため、設置の必要性等を検討する必要がある。	・全河川（下水道幹線として暗渠化された部分を除く）に水位計、河川監視用カメラを設置済で、引き続き、運用していく。	・現在水位計、河川監視用カメラは配置してあるが、必要に応じて増設を検討していく。				・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。（建設局） ・2019年度に都川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計を設置する予定である。（建設局） ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。（建設局）	
		R1年度	・水位計、河川監視用カメラの配置について、引き続き検討していく。	春川における河川監視カメラを増設し、計10台で運用している。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川があるが、今後必要に応じて設置を検討していく。	・全河川（下水道幹線として暗渠化された部分を除く）に水位計、河川監視用カメラを設置済で、引き続き、運用していく。	・現在水位計、河川監視用カメラは配置してあるが、必要に応じて増設を検討していく。				・現地確認の結果、ダム放流警報等の雨水化について現時点で必要ないことを確認した。（水道局、交通局） ・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。（建設局） ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。（建設局）	

○第二建設事務所等「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

2) 的確な水防活動のための取組
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理用川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえて、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施について確認する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題 ・出水期には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に水防資機材を配備している。 ・年1回、出水期前に風水害連絡会議を実施しており、区内の消防署・警察署と水防上注意を要する箇所等の情報を共有している。 ・独自に区内消防署へ水防活動及び水防訓練に必要な資機材を調査し、提供している。 ・近年増加傾向にある水防事象の際、区内4署1本部を有する消防機関と区及び関係する6署を有する警察機関との情報共有をどのように行うかが課題となる。	・水防上注意を要する箇所の点検は水防活動の前に実施しているが、共同点検は行っていない。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・水防倉庫等に資機材を配備している。 ・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。	・水防本部設置時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・仮庁舎の地下に土のう、塩カルを配備している。 ・資材倉庫に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。				【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、水防上注意を要する箇所の点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・引き続き、出水期前の風水害連絡会議を通じて、区内防災関係機関との情報共有を図る。	・引き続き、出水期前に、水防上注意を要する箇所の点検を実施し、共同点検については検討して行く。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・引き続き巡視を続ける。 ・適宜水防資機材等の点検を行う。				・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	
		H30年度	・出水期前に、河川管理施設等点検業務委託を実施し、状況把握を行った。	・出水期前に、国や都が実施している共同点検に、消防機関や河川管理者と参加。	・水防上注意を要する箇所の点検は水防活動の前に実施しているが、共同点検は行っていない。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・水防倉庫等に資機材等を引き続き配備していく。 ・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。	・水防資機材等の点検を行った。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)	
		R1年度	・出水期前に、河川管理施設等点検業務委託を実施し、状況把握を行った。	・多摩川については、6月に共同点検を実施し、危険箇所を確認した。	・水防上注意を要する箇所の点検は水防活動の前に実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル、排水ポンプ等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・水防倉庫等に資機材等を引き続き配備していく。 ・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。	・水防資機材等の点検を行った。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
①水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。	現状と課題 ・区、消防(消防団含む)、区民、都、国等の関係機関による合同水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・区役所、各消防署、消防団、関係協力団体が参加し、合同水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・災害対策基本法に基づいて風水害訓練を地元地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の具体的な取組 ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・今後も近年の災害事象を参考に、訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。			・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)	
		H30年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関参加型の水防訓練を実施した。 ・水防訓練(積み土のう工法の演習等)を実施した。	・消防署と合同で水防訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・今年度の水防訓練には、代々木公園も呼び、より多くの関係機関と連携することができた。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防訓練に参加		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
		R1年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関参加型の水防訓練を実施した。 ・水防訓練(積み土のう工法の演習等)を実施した。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関参加型の水防訓練を実施した。 ・水防訓練(積み土のう工法の演習等)を実施した。	・毎年実施している水防訓練では、消防等関係機関と連携し、住民参加型の水防訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	令和元年5月25日東京消防庁・板橋区合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
①水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・募集のポスター掲示や成人式の折り込みチラシ等を通じて、区職員を含め消防団加入促進を行っている。	・防災週間などの機会を捉え、区実施の防災フェア等で消防団員の募集に協力している。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等について啓発を行っている。	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力している。	・区の広報誌、ポスターを通じて、消防団員の募集などを行っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などについて検討する必要がある。	・引き続き、区実施のイベントにて、消防団員の募集協力を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行っていく。	・引き続き、人員募集に協力する。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行っていく。				・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		H30年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・区内消防署と連携し、イベント等において消防団への加入促進を実施。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等について啓発を行っている	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力した。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行った。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		R1年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等について啓発を行っている	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力した。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行った。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・東京商工会議所の防災委員会にて、講演による広報を実施した。(総務局)	

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都警視庁川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑨水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動を実施できるよう協力内等々を検討	現状と課題	・各消防署を通じた連絡・協力体制を確保している。	・特別区においては、消防団は消防署長の命令に基づき活動している。	・水防訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力を努めている。	消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行っている。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組は行っていない。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・風水害初動活動態勢訓練等を通じて連携、協力体制を更に強化していく。	・引き続き、消防署との連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、関係者間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行う。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		H30年度	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・水防訓練について、消防団も参加。引き続き、水防活動について、連携強化を図っていく。	・水防訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力を努めている。	区内消防署と水防連絡会を開催し、状況確認や課題の検討等を行った。	・区と消防で水防訓練を行っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・水防訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力を努めている。	引き続き、区内消防署と水防連絡会を開催し、状況確認や課題の検討等を行った。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都警視庁川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を把握する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況は未確認であり、地域防災計画に位置付けは行われていないが、区内の災害拠点病院等を含む緊急医療救護所にはデジタル移動通信の配備をしている。	・浸水が想定される区域内の災害拠点病院等の立地状況は確認している。	・浸水が想定される区域内の災害拠点病院等の立地状況は確認している。 ・災害拠点病院等への洪水時における情報伝達方法について検討が必要である。	・浸水予想区域内等に災害拠点病院等が立地するが、浸水深が深く、氾濫しても災害拠点病院等の機能に影響を及ぼすおそれがない。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・複数の迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・原則として浸水深が低い地区については垂直避難を計画しているが、水平避難が必要となる場合において迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・洪水時の災害拠点病院等への施設管理者等に対する迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。	・必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		H30年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。 ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を把握していく。	・各機関が公表している浸水想定区域図では、災害時の拠点病院は浸水域に該当するため、対応策等について関係所屬と検討を実施。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。	必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・最新の浸水予想区域図を基に、災害拠点病院の確認を行う。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。 ・東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を把握していく。	・各機関が公表している想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を把握していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。	必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を把握していく。			・石神井川及び白子川流域「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「魏堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園城、大栗川及び三沢川流域」「江東内河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑪洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を把握し、適切に機能を提供するために必要な対策(防水化等)について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、駐車場等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・止水板を備蓄し、地下駐車場等や電気室への浸水に対応している。 ・今後発表・公表される想定最大規模降雨への対応を検討する必要がある。	・浸水予想区域外となっている。 ・止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の防水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・防水化等の対策を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・防水化等の対策を検討していく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域図を踏まえ、防水化等の対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・防水化等の対策を検討していく。(各局)	
		H30年度	・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、防水対策を検討していく。	・止水板を備蓄し、地下駐車場等や電気室への浸水に対応している。	・洪水浸水予想区域外となっているが、止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・庁舎建替えの際に、一部浸水予想区域にかかる可能性があるため、担当所管に情報提供し、必要対策の検討を進めた。	・土のう等の備蓄を行っている。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や防水化等の対策を検討していく。(各局)	
		R1年度	・東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、防水対策を検討していく。	・現在公表されている想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、防水対策を検討していく。	・洪水浸水予想区域外となっているが、止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・庁舎建替えの際に、一部浸水予想区域にかかる可能性があるため、引き続き、必要な対策の検討を進めた。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。			・石神井川及び白子川流域「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「魏堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園城、大栗川及び三沢川流域」「江東内河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、水害リスクについて周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・必要のある自治体庁舎に対し、非常用発電機を導入した(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や防水化等の対策を検討していく。(各局)	

○第二建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

3) 冠層水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②排水施設、排水機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・治水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水機材等の運用方法を共有する。	現状と課題	・目黒川に道路冠水対策用の排水ポンプを配備している。	・排水ポンプ車を配備している。 ・防災市民組織へ可搬式ポンプ(消火用)を配備しており、区合同水防訓練では、住民参加型によるそれらポンプを用いた排水訓練を実施している。	・排水ポンプを配備している。	・各土木管理事務所に可搬式ポンプ等の資機材を配備している。 ・毎年、職員向けの水防資機材研修を実施している。	・排水ポンプを配備している。		・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組	・排水ポンプ等の資機材強化の必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する体制の再検討は適宜行う。	・排水ポンプ等の資機材を配備する体制の再検討は適宜行う。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。		・排水機場等の運用状況等に関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局、下水道局)		
		H30年度	・排水ポンプ等の資機材を配備し、道路冠水対策に備えている。	・平成30年度に排水ポンプ車を更新したため、円滑な排水活動のための、排水活動訓練を実施する。	・排水ポンプを配備している。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプを配備している。		・引き続き、排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局、港湾局、下水道局)	・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R1年度	・排水ポンプ等の資機材を配備し、道路冠水対策に備えている。	・平成30年度に排水ポンプ車を更新したため、円滑な排水活動のための、排水活動訓練を実施する。	・配備されている資機材について定期的に点検すると共に適切に補充などを行い、維持管理に努めている。 ・配備されている資機材を迅速に操作できるように操作技術の習熟に努めている。	・現在も、配備している資機材については定期的に点検し、職員を対象に訓練も実施している。 ・より能力の高い排水用資機材の配備について検討している。	・排水ポンプを配備している。		・東京都コンクリート匠送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)	

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の撤去など、河川の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施	現状と課題	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・台風接近に伴い、倒木や浸水が発生した際は、除去及び排水活動を実施している。	・沿川通路、河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。		・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・引き続き、適切に対応していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。			・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		H30年度								・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R1年度	・出水期前に、河川管理施設等点検業務委託を実施し、状況把握を行った。	・風水害時には、各地区をパトロールし、点検を実施している。	・日常から沿川通路、河川管理施設の点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。		・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)		
④水門、護管等の施設の健全な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都府県の水門・護管等について、施設の健全な運用体制を検討する。	現状と課題							・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制に関係機関と共有する。(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組								・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制に関係機関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		H30年度								・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制に関係機関と共有していく。(下水道局)	
		R1年度								・引き続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制や操作情報等に関係機関と共有していく。(下水道局)	
④水防災社会構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題								【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組								・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)	
		H30年度								・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R1年度								・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	

○第二施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	品川区	大田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報の共有する。	現状と課題								【東京都】 住宅政策本部、建設局
		今後の具体的な取組								・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報の共有する。(住宅政策本部、建設局)
		R1年度								・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報の共有した。(住宅政策本部、建設局)
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者を利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		H30年度	・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。 ・平成30年7月豪雨における被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。 ・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、役所内で情報共有を行った。	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催した。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R1年度	・国が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・各関係機関が実施している説明会等に参加し、近年の風水害の実態等の研究に努めている。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。 ・台風19号に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、役所内で情報共有を行った。	・令和元年4月18日に、区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・各地区の水防連絡会で講演を行い、危険度分布の利活用等について解説した。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
④災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	
		H30年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・平成30年度において、避難勧告等を発令する事象は無かった。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・台風等により区内に被害が出た際に、DISにて被害情報等を報告した。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	
R1年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・訓練などを通して、DISの操作の習熟に努めている。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・引き続き、DISについて利用方法を講習会等において支援していく。(総務局)			
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模冠水減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題						・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。		【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組							・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		H30年度							・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。	
		R1年度							・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。	